

2023年2月28日

COMPETITION LAW LEGAL UPDATE(2023/2)

Contents

- I. 「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に関する緊急調査の結果について」の公表
- II. 競争者に対する取引妨害に関する被疑行為について確約計画が認定された事例
- III. 2022年8月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- IV. 事務所 News(受賞歴)

I. 「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に関する緊急調査の結果について」の公表

弁護士 石田 健 / 弁護士 二村 尚加

1. 「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に関する緊急調査の結果」の公表に至る背景

公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、近時、取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の策定・改定を実施する¹とともに、内閣官房、公取委をはじめとした関係省庁は、原油価格の値上がりや円安の急激な進展等によるコストの上昇分を適切に転嫁できるようにするため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を公表している²。

この取組みの一環として、公取委は、令和4年1月26日、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成15年公取委事務総長通達第18号。以下「下請法運用基準」という。)を改正するとともに、同年2月16日、公取委のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ&A(以下「独占禁止法Q&A」という。)に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあり、下記のとおり、独占禁止法Q&Aの①及び②の2つの行為がこれに該当することを明確化した。

1 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/nov/211124.html>

2 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211227.html>

- | |
|---|
| <p>①労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと</p> <p>②労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと</p> |
|---|

その後、公取委は、独占禁止法違反事件の審査ではなく、事業者間取引における上記の①又は②に該当する行為が疑われる事案に関する実態を把握するため、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査として、受注者及び発注者に対してそれぞれ書面調査を実施し、また、特に詳細な調査を行う必要があると認められた発注者については、立入調査、報告命令等による個別調査を行った。

公取委は、令和4年12月27日、上記緊急調査の調査結果を公表した³。

2. 調査の結果について

(1) 受注者及び発注者の現状の取組み状況等

独占禁止法Q&Aにおいては、①に該当する行為については、多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強く、受注者からはコスト上昇が生じても価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえ、積極的に発注者からそのような協議の場を設けることが円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切であることから、明示的に協議を行わないことを、また、②に該当する行為については、受注者からコスト上昇を踏まえた取引価格引上げの要請があったにもかかわらず、受け入れない場合には、その理由については書面等の形に残る方法で受注者に伝えることが円滑な価格転嫁を進める上では有効かつ適切であることから、書面等による回答を行わないことを、それぞれ独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがある行為として挙げている。

したがって、①については、例えば、当事者間の契約で「相手方からの申入れがあった場合に、取引価格の変更について当事者間で協議する」等の条項があった場合であっても、発注者側から積極的に協議の場を設ける姿勢がなければ、該当する可能性があり、契約で取引価格の交渉は年に一度行うと決められていたとしても、昨今の原材料の高騰等、事情変更が生じていることから次回交渉の機会を待たずに発注者側から積極的に協議の場を設けるべきであること、②については、当事者間の会議の議事録等に記録する形でも書面性は充足するものの、それを受注者に交付しなければ伝えたことにはならない点に留意する必要がある⁴。

本件調査において、①の行為については、受注者から申入れがないこと、期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内であること等を理由として、発注者からは積極的な協議の場を設けておらず、取引価格が据え置かれているケースが多数見られたのに対し、②の行為については、一定数該当した発注者はいたものの、①に比べ少なかった。また、受注者からは、ヒアリング調査や書面調査への回答において、以下の意見が寄せられた。

<p>・①の行為に該当し得る事例</p>	<p>・期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内ではあるものの、前回の取引価格の改定時からさらにコストが上昇しており、次の改定の時期まで改定ができないことは苦しいとする意見</p> <p>・取引を切られてしまうなど受注に与える影響を考えると実際に申し出ることは難しいとする意見</p>
----------------------	---

³ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka.html

⁴ 令和5年1月31日、公正取引協会主催「独占禁止法上の『優越的地位濫用』に関する緊急調査結果解説講演会」における公取委事務総局取引部企業取引課優越的地位濫用未然防止対策調査室長山本慎氏の発言

	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の購買担当者に値上げの可能性について相談したところ、無理と言われたので値上げの申入れを行うこと自体を断念したとする意見 ・発注者の担当者に電話をしてもはぐらかされる、又は連絡が繋がらないため取引価格の引上げ要請自体ができないとする意見
・②の行為に該当し得る事例	・電話にて交渉する中でコスト高を踏まえて自社が許容し得る最低水準の価格を提示したところ、担当者から分かった旨の返事もらったが、取引に係る確認書を確認したところ、従前と変わらない取引価格のままであったとする意見

今回の調査で判明した受注者の意見や調査の結果等を踏まえると、発注者からすれば一定程度対応を採っていると考えている場合であっても、調査対象期間中に積極的な協議の場が設定されていないため、実際には価格転嫁が進んでいないと考えられる事例や、現場レベルの担当者同士とのやりとりの結果、値上げの申入れに至っていないと考えられる事例が一定程度存在することがうかがわれた。

(2) サプライチェーンにおける価格転嫁に関する問題

調査対象業種(受注者となることが想定されない各種商品小売業・飲食料品小売業を除く)においては、サプライチェーンの多重取引構造の下、事業者が受注者の立場、発注者の立場の双方になり得るが、各設問においては、受注者として対応してもらえたとする回答割合より、発注者として対応ができたとする回答割合の方が高くなっており、この差が大きい業種においては、下表のとおり、価格転嫁の連鎖(チェーン)が円滑につながっていないなどの可能性がある。

価格転嫁に関する問題点	特に顕著な業種
発注者の立場で受注者(供給元)から要請されるほどには、受注者の立場で発注者(供給先)に要請できていない業種 →価格転嫁の要請が滞っている可能性	総合工事業、食料品製造業、業務用機械器具製造業、放送業及び映像・音声・文字情報制作業
発注者の立場で受注者(供給元)との関係で価格転嫁を受け入れるほどには、受注者の立場では発注者(供給先)との関係で価格転嫁できていない業種 →価格転嫁の連鎖が円滑に進んでいない可能性	印刷・同関連業、輸送用機械器具製造業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業及びその他の事業サービス業
発注者の立場で受注者(供給元)との関係で文書や電子メールで回答しているほどには、受注者の立場では発注者(供給先)との関係で文書や電子メールでの回答をもらえていない業種 →書面等記録の残る形でのやりとりが確保されていない可能性	家具・装備品製造業、はん用機械器具製造業、業務用機械器具製造業及び各種商品卸売業

(3) 注意喚起文書の送付及び事業者名の公表について

公取委は、これらの独占禁止法Q&Aの①又は②に該当する行為が認められた発注者 4,030 社に対し、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付し、また、個別調査の結果、受注者からの値上げ要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙げられた発注者であって、かつ、多数の取引先について独占禁止法Q&Aの①に該当する行為が確認された事業者については、価格転嫁の円滑な推進を強く後押しする観点から、取引当事者に価格転嫁のための積極的な協議を促すとともに、受注者にとっての協議を求める機会の拡大につながる有益な情報であること等を踏まえ、

独占禁止法第 43 条の規定に基づき、その事業者名を公表することとした⁵。

もともと、本件事業者名の公表は、転嫁円滑化を強力に推進する観点からの情報提供を図るため実施したものであり、独占禁止法又は下請法に違反すること又はそのおそれを認定したものではない

3. 調査結果を踏まえた公取委の今後の取組み及び事業者として注意すべき点

今後、公取委は、違反被疑事件の審査を行い、独占禁止法や下請法上問題となる事案については、対象となる事業者に対し、事業者名の公表を伴う命令、警告、勧告など、これまで以上に厳正な執行を行っていくとしている。また、独占禁止法Q&A(特に①に該当する行為)について、今般のコストの急激な上昇を踏まえ、下請法運用基準とともに、改めて周知を行い、今回の緊急調査の結果等から判明した実態や課題を踏まえ、コストの上昇分の取引価格への適正な転嫁に向けて更なる調査を実施するなど、引き続き、関係省庁と連携して、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、コスト上昇分を適正に転嫁できる環境の整備に取り組むとしている。

今回の緊急調査等を前提とすれば、発注者となる事業者は、受注者との良好なパートナーシップを構築して適正な価格転嫁を実現できるよう努力するとともに、独占禁止法や下請法の違反を疑われないように、コスト上昇に伴う価格転嫁に関して、受注者と十分に協議する機会を積極的に設けるようにし、その上で、価格転嫁について十分に協議したことを示す書面等の保管及び受注者への交付をし、手続を確保したことを示せるようにしておく必要があると考えられる。他方で、受注者としては、今回の公取委による緊急調査の結果を活用して、適正な価格転嫁を実現するために発注者と協議を積極的に行っていくとともに、取引価格の引上げを求めた結果、取引先から外されるリスクや、価格は引き上げられたものの取引数量を減らされるリスクなどが懸念事項となり得るが、このような場合の独占禁止法上の問題点や実務的な対応策を引き続き検討していく必要があると考えられる。

5 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka_2.html

II. 競争者に対する取引妨害に関する被疑行為について確約計画が認定された事例

弁護士 中野 雄介 / 弁護士 西野 有紀

令和 4 年 6 月 30 日、公取委は、株式会社サイネックス(以下「サイネックス」という。)及び株式会社スマートバリュー(以下「スマートバリュー」という。)の「競争者に対する取引妨害」(以下単に「取引妨害」ともいう。)に関する被疑行為について、独占禁止法上の確約手続を経て、確約計画を認定したことを公表した(令和 4 年 6 月 30 日付け「株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューから申請があった確約計画の認定等について」⁶。以下「本件認定」という。)。公共調達に関する取引妨害についての公取委の審査の在り方を示す一例として、本件認定の紹介を行う。

1. 違反被疑行為及びその影響

違反被疑行為は、サイネックス及びスマートバリューが、平成 31 年 2 月頃以降、ホームページリニューアル業務(以下「本件業務」という。)の発注を検討している市町村等に対してそれぞれが行う受注に向けた営業活動において、当該市町村等が本件業務の仕様において定める CMS⁷について、サイネックス及びスマートバリューによって作成された、オープンソースソフトウェア⁸ではない CMS とすることが当該ホームページの情報セキュリティ対策上必須である旨を記載した仕様書等の案を、自らだけでは CMS に係る仕様を設定することが困難な市町村等に配付するなどして、オープンソースソフトウェアの CMS を取り扱う事業者が本件業務の受注競争に参加することを困難にさせる要件を盛り込むよう働き掛けている、というものである。

本件認定において、違反被疑行為による影響等としては、違反被疑行為を受けた市町村等の中には、オープンソースソフトウェアの CMS は情報セキュリティ対策上問題があるものと認識し、本件業務の仕様において、オープンソースソフトウェアの CMS の導入を認めない旨を定めた上で発注を行ったものがあり、これにより、オープンソースソフトウェアの CMS を取り扱う事業者は、当該本件業務の受注競争に参加することができないこととなっていたことが挙げられている。また、その前提として、オープンソースソフトウェアではないソフトウェアについても、脆弱性が存在している場合はあることなどから、市町村等において導入される CMS を、情報セキュリティ対策からオープンソースソフトウェアではない CMS としなければならない理由はない、とも認定されている。

2. 背景事情としての公取委等の動き

令和 4 年 2 月 8 日、公取委は「官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書」を公表した⁹。同報告書では、「官公庁の情報システム調達において、ベンダーが、発注担当者が仕様に精通していないことに付け込み不正確な情報を提供するなどして自社のみが対応できる仕様書による入札を実現し、自社の仕様を盛り込むことにより、他のベンダーの入札参加を困難にさせ、官公庁の入札方針に反する入札をさせている場合などには、独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占等)」とされている。本件の違反被疑行為は同報告書

⁶ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jun/220630daiichi/220630.html>

⁷ 組織が持つ情報(コンテンツ)の配信、版管理等を行うためのシステムをいう。

⁸ ソフトウェアのソースコードが無償で公開され、利用や改変、再配布を行うことが誰に対しても許可されているソフトウェアをいう。

⁹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220208_system.html。バックナンバー

(https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins8_pdf/220421.pdf)も参照されたい。

において問題とされた行為に類似しており、同報告書の公表から 5 か月弱で本件認定に至っていることから、実態調査と事件処理との緊密な関係が伺える。¹⁰

また、公取委は、令和 2 年 11 月 27 日に、「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」¹¹を公表し、「競合他社が、スタートアップの販売先に対し、スタートアップの商品等に関する悪評を流すことにより、スタートアップとその販売先との取引を妨害した事例」について、「それが不公正な競争手段によるものである場合には、競争者に対する取引妨害(一般指定第 14 項)として問題となるおそれがある」としている。本件において、スタートアップもオープンソースソフトウェアの CMS を取り扱っていると考えられたことから、本件の違反被疑行為は同報告書において問題とされた行為に類似するものとして実際の事件処理が行われている。¹²

さらに、公取委は、市町村等におけるベンダーロックイン¹³や独占禁止法違反行為の未然防止のための取組に資するべく、本件公表後、全国の地方公共団体に対して、本件の新聞発表文を周知した。これは、全国の半数超となる 900 超の市町村等に対して行われたという違反被疑行為の広がり¹⁴に鑑み、確約計画に記載された各措置を補完するものと位置づけることも可能であろう。

3. 先行事例との比較等

本件に関連し、仕様書入札において仕様書に自己のみに優位な仕様を盛り込む等の行為が独占禁止法に違反すると判断された先行事例として、パラマウントベッド株式会社(以下「パラマウントベッド」という。)に対する件(平成 10 年(勸)第 3 号・勸告審決平成 10 年 3 月 31 日¹⁵)がある。

パラマウントベッドに対する件においては、同社が、東京都が指名競争入札等の方法により発注する都立病院向け医療用ベッドのうち、財務局が発注事務を所管するものについて、①同社のベッドのみが納入可能な仕様書入札を実現して競争者を排除するとともに、②入札参加者である販売業者に対して入札価格を指示し、当該価格で入札させて、これらの販売業者の事業活動を支配することにより、それぞれ、同ベッドの取引分野における競争を実質的に制限していた。

パラマウントベッドに対する件では、排除行為の認定に関連して、3 つの要素が示されている。すなわち、①発注担当者が仕様書に精通していないことに付け込み、不正確な情報等を提供して自社のみが対応できる仕様書による入札を実現すること、②自社の仕様を盛り込むことにより、競争事業者のコストを引き上げ、入札への参加を困難にすること、③ベンダーが官公庁の方針に反する入札をさせていることである。

10 本件のいわゆる調査官解説(「株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューから申請があった確約計画の認定等について」(公正取引 863 号 67 頁))では、「本件は、立入検査から約 8 か月で事件処理・公表したものであり、特に、官公庁における情報システム調達に関する実態調査との関係では、同実態調査の結果を公表した後、5 か月弱で実際の事件処理に至ったものであることから、まさに実態調査(アドボカシー)からシームレスに事件処理(エンフォースメント)につなげ、両者を『車の両輪』として取り組んだ事例であると考えられる。」(71 頁)とされている。他方で、本件の楠茂樹教授による評釈「株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューから申請があった確約計画の認定(公取委令和 4 年 6 月 30 日認定)について」(公正取引 867 号 52 頁)では、アドボカシーにリンクした法適用の文脈で確約手続を用いることについて「やや強引な認定に至るリスクはないのか、といった点には注意が必要だろう。」(57 頁)と指摘されている。

11 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease.html>

12 前記 5 の調査官解説の 71 頁

13 ソフトウェアの機能改修等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定のベンダーを利用し続けなくてはならない状態をいう。

14 前記 5 の調査官解説の 67 頁。同 71 頁は、「市町村等は、本件業務の仕様を検討する際(中略)近隣市町村等が過去に公告した本件業務に係る仕様書等の記載を参考にすることがあるという実態」も指摘している。

15 <https://snk.jftc.go.jp/module/jds/dc005/DC005?selectedDocumentKey=A100331H10J02000003>

上記の要素のうち、①については、本件においてもたしかに市町村等との情報格差は認められるものの、スマートバリューやサイネックスが意図的に不正確な情報等を提供していたかは不明である。また、③については、パラマウントベッドに対する件においては、東京都が「パラマウントベッド社、フランスベッド社及びマーキスベッド社の3社が製造する医療用ベッドが納入可能な仕様書入札を実施することを入札方針としていたとの事実が認定されている。そのため、パラマウントベッドのみが納入できる仕様書入札を実現することは、官公庁の方針に反するといえる。他方で、本件認定においては、市町村等がいかなる入札方針を定めていたかは明示されていないものの、市町村等の中にはオープンソースソフトウェアのCMSに対する知識や理解が十分でない者も存在したことから、「オープンソースソフトウェアのCMSも納入可能とすること」といった調達方針はとられておらず、「セキュリティの確保されたCMSを納入可能とすること」といった程度の調達方針にとどまっていた可能性もある。そうだとすれば、明示的に官公庁の方針に反する調達となっていたかも不明である¹⁶。しかし、公取委は、「市町村等において導入されるCMSを、情報セキュリティ対策からオープンソースソフトウェアではないCMSとしなければならない理由はない。」との認定を行っている。このように、法的構成を私的独占ではなく不公正な取引方法(取引妨害)としたことも相まって、本件認定は、パラマウントベッドに対する件よりも、ベンダー側に厳しい違法性判断基準を適用したものと言える。

なお、サイネックス及びスマートバリューの2社によるスマートバリュー製CMSの市町村等における採用実績については、首位ないし首位級であるとみられる¹⁷とのことであるが、共同行為性は不明であることから、私的独占という法的構成は困難であったと推測される¹⁸。また、2社以外のCMSを取り扱う事業者が自社開発その他の方法により、オープンソースソフトウェアではないCMSを納入することは可能であった可能性はあることなどから、排他条件付取引(一般指定第11項)は適用されなかったようにも思われる。もともと、「競争者に対する取引妨害」の守備範囲を他者排除型の行為に幅広く拡張することは問題であるという学説も有力である。

4. 分析と今後の対応

「官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書」においては、「情報システム調達においては、官公庁とベンダーとの間に、通常、一定程度の情報格差があると考えられることから、不正確な情報を提供するなどして自社のみが対応できる仕様を盛り込ませることは、一般的には上記①に該当しやすい状況であると考えられる。また、官公庁が調達を行う場合、公共物である官公庁の情報システムにおいて、特定の事業者のみが対応できる仕様や他社の受注を困難にするような仕様を望むことは通常考えられないため、ベンダーが自社の製品・技術のメリットを官公庁に説明するにとどまらず、自社の製品・技術のみが適合する仕様書を作成させたり、他社の受注を困難にさせることは、官公庁の方針に反しているといえ、上記③にも該当しやすい状況であると考えられる。このため、ベンダーとしては、官公庁への提案に際し、自社独自の製品であるか汎用品であるかを明示すること、官公庁からの要求による仕様書の作成や修正、入札方式の決定などについて、虚偽の説明などの不当な働きかけをしないこと、発注担当者が情報システムに精通していないことに付け込んで、自社のみが対応で

16 前記5の楠評釈56頁においては、サイネックス及びスマートバリューの2社が発注者に対していかなる働きかけを行ったかは必ずしも詰められていない印象を受けるとの指摘がなされた上で、非オープンソースソフトウェアのみが唯一の選択肢であるかのような案を提示するといった、「十分な知識のない発注者に対して、そう思い込ませるに十分な、一方的な観点からの必ずしも公平とはいえない情報提供」がなされたか否かがポイントであると指摘されている。

17 前記5の調査官解説の68頁

18 前記5の楠評釈54頁においても、「裏を返せば、(事情を知らない発注者職員への)『吹き込み』型だから私的独占規制違反の問題になるという必然もない。」と指摘されている。

きる仕様とならないことなどに留意すべきである。ベンダーは、官公庁の要求を満たすためには他社製品では代替できないなどの場合は、事前にその合理的根拠を官公庁に示すことが重要であると考えられる。」とされている。

本件認定とパラマウントベッドに対する件を比較しても、ベンダーとしては、官公庁による情報システムの調達への対応においては、自社のみが対応できる仕様を盛り込ませることについては、上記報告書の指摘も踏まえ、より慎重に対応する必要があると考えられる。

III. 2022年8月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2022年8月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ 消費者庁、「ステルスマーケティングに関する検討会報告書(案)」に関する意見募集の結果の公示
2023年1月（著：[臼杵 善治](#)、[久米 野乃香](#)）
[こちら](#)から一部閲覧可能です。
- ◆ 消費者庁、「ステルスマーケティングに関する検討会報告書(案)」の公表および意見募集
2022年12月（著：[臼杵 善治](#)、[久米 野乃香](#)）
[こちら](#)から一部閲覧可能です。
- ◆ Market Intelligence – Merger Control 2022 – Japan
2022年12月（著：[中野 雄介](#)、[バシリ ムシス](#)、[矢上 浄子](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 欧州委員会による垂直的制限に関する一括適用免除規則および垂直的制限ガイドラインの改正
2022年12月（著：[バシリ ムシス](#)、[西向 美由](#)）NBL 1232号
- ◆ Abuse of Superior Bargaining Position in Japan – Its Development and Current Position
2022年12月（著：[山田 篤](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Lexology Getting The Deal Through – Intellectual Property & Antitrust 2023 (Japan Chapter)
2022年11月（著：[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[村上 遼](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 欧州の最新動向から読み解くSDGsをめぐる競争法上のリスクと課題(特集「ビジネスと人権／SDGsの最新実務」)
2022年11月（著：[矢上 浄子](#)、[本郷 あずさ](#)）ビジネス法務 2023年1月号

- ◆ 経産省、「グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会 競争政策上の論点に関する報告書」を公表
2022年10月（著：[原悦子](#)）
[こちら](#)から一部閲覧可能です。
- ◆ Merger Control Comparative Guide: Japan
2022年10月（著：[金子涼一](#)、[中林憲一](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ The Merger Control Review, Thirteenth Edition(Japan Chapter)
2022年8月（著：[中野雄介](#)、[鈴木剛志](#)、[矢上浄子](#)、[西野有紀](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。

IV. 事務所 News（受賞歴）

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしました。競争法分野の個人部門においても、複数の弁護士がランクインしております。

- ◆ Chambers Asia-Pacific 2023
分野の評価: Competition / Antitrust (Band 1)
Ranked Lawyers: (Competition / Antitrust) [石田英遠](#)、[中野雄介](#)、[バシリムシス](#)、[原悦子](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ The Legal 500 Asia Pacific 2023
Antitrust and Competition (Tier 1)
Leading Individual: [中野雄介](#)、[バシリムシス](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 日本経済新聞 - 2022年に活躍した弁護士ランキング
総合ランキング(企業票+弁護士票):(独禁・競争法分野) 8位 [鈴木剛志](#) 17位 [中野雄介](#)
[こちら](#)から一部閲覧可能です。

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 中野 雄介 (yusuke.nakano@amt-law.com)
弁護士 石田 健 (takeshi.ishida@amt-law.com)
弁護士 西野 有紀 (yuki.nishino@amt-law.com)
弁護士 二村 尚加 (naoka.nimura@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com